



平成29年5月22日

各 位

会 社 名	第一化成株式会社
代 表 者 名	代表取締役社長 中野 淳文
コ ー ド 番 号	4 2 3 5 (J A S D A Q)
問 合 せ 先	取締役法務・コンプライアンス室長 高山 裕史
電 話 番 号	0 4 2 - 6 4 4 - 6 5 1 6

会社分割による持株会社体制への移行、商号の変更 および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年5月22日開催の取締役会において、本日、新たに設立した当社100%子会社である第一化成分割準備株式会社（平成29年10月1日付で「第一化成株式会社」に商号変更予定）（以下、「分割準備会社」または「承継会社」といいます。）を承継会社とし、平成29年10月1日（予定）を効力発生日として会社分割（吸収分割）（以下、「本件会社分割」といいます。）を行うことにより、持株会社体制へ移行することを決議し、承継会社との間で吸収分割契約を締結しました。

本件会社分割により当社は持株会社に移行しますことから、平成29年10月1日（予定）を効力発生日として「ウルトラファブリックス・ホールディングス株式会社」に商号を変更し、引き続き上場会社となる予定です。

また、本日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」において、別途開示しておりますとおり、当社は、持株会社体制への移行を機に、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行することといたしましたので、当該移行にかかる定款一部変更につき、上記商号の変更にかかる定款一部変更と合わせ、お知らせいたします。

なお、会社分割による持株会社体制への移行、商号の変更および監査等委員会設置会社への移行につきましては、平成29年6月22日開催予定の当社第52回定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）ならびに同日開催予定の普通株主による種類株主総会およびA種優先株主による種類株主総会で関連する議案が承認されることを条件として実施する予定です。

記

I. 持株会社移行のための会社分割

1. 持株会社体制への移行の目的

この組織再編は、日本の開発・製造機能と、グローバルなマーケティング・ブランドマネジメント機能を調和させ、またUltraleather®をはじめとするUltrafabrics社の製品ブランドのグローバル展開を図る体制を構築することを目的として、平成29年10月1日付で持株会社体制へ移行します。持株会社体制に移行することでグループ戦略機能の強化を図り、グループ全体で長期的な視点より経営戦略の立案と適正な経営資源の配分を行うことでグループ全体の企業価値の向上を目指します。

2. 会社分割の要旨

(1) 分割の日程

分割準備会社の設立	平成29年 5 月22日
吸収分割契約承認取締役会	平成29年 5 月22日
吸収分割契約締結	平成29年 5 月22日
吸収分割契約承認株主総会	平成29年 6 月22日 (予定)
吸収分割効力発生日	平成29年10月 1 日 (予定)

(2) 移行の方法

持株会社体制への移行の方法は、会社分割（吸収分割）を採用し、分割する事業を分割準備会社に承継する方法を予定しております。

(3) 株式の割当て

①割当株式数

当社に分割準備会社の株式 500株 を割当交付する。

②割当株式数の算定根拠

承継会社は当社の完全子会社であり、かつ本件会社分割は物的分割であることから、割当てられる株式数にかかわらず当社の純資産の額に変動はありません。このため当社内で協議・検討した株式の数を決定いたしました。

③第三者機関による算定結果、算定方法および算定根拠

当社は承継会社である分割準備会社の完全親会社であるため、第三者機関へ割当株式数に関する意見を求めておりません。

(4) 当社の新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

当社は新株予約権を発行しておりますが、承継会社への承継は行いません。なお、新株予約権付社債は発行しておりません。

(5) 承継会社が承継する権利義務

①資産、負債およびこれに付随する権利義務

承継会社は、吸収分割契約に記載する一定の項目を除き、吸収分割の効力発生日における当社の合成樹脂加工製品の製造ならびに販売その他これらに関連する事業（以下、「承継事業」といいます。）に属する資産、負債、および契約上の地位その他これらに付随する権利義務を承継いたします。なお、債務の承継については重疊的債務引受の方法によるものとします。

②労働契約上の権利義務

承継会社は、当社に従事する全従業員の雇用契約を承継するものといたします。

(6) 債務履行の見込

本件会社分割において、当社に残存する資産の額と承継会社に承継する資産の額はともに当社に残存する負債の額および承継会社に承継する負債の額をそれぞれ上回っており、収益状況においても負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事態が予想されていないことから、債務履行の見込みは十分に確保されていると判断いたします。

3. 分割当事会社の概要

(当社については平成29年3月31日現在、分割準備会社については平成29年5月22日現在)

(1) 商号	第一化成株式会社 (分割会社)	第一化成分割準備株式会社 (承継会社)
(2) 主な事業内容	合成樹脂加工製品の製造ならびに販売その他これらに関連する事業	合成樹脂加工製品の製造ならびに販売その他これらに関連する事業
(3) 設立年月日	昭和41年1月12日	平成29年5月22日
(4) 本店所在地	東京都八王子市明神町三丁目20番6号 八王子ファーストスクエア6階	東京都八王子市明神町三丁目20番6号 八王子ファーストスクエア6階
(5) 代表者	代表取締役社長 中野 淳文	代表取締役社長 中野 淳文
(6) 資本金の額	1,386,750千円	10,000千円
(7) 発行済株式総数	6,800,000株	500株
(8) 純資産額	6,055,936千円	10,000千円
(9) 総資産額	21,407,197千円	10,000千円
(10) 事業年度の末日	3月31日	12月31日
(11) 従業員数	134名	0名
(12) 主要取引先	Ultrafabrics, LLC , Acushnet Footjoy	—
(13) 大株主および持株比率	東京中小企業投資育成株式会社 16.20% 株式会社みずほ銀行 4.04% 株式会社りそな銀行 4.04% 株式会社東京都民銀行 4.04%	当社 100%
(14) 主要取引銀行	みずほ銀行、りそな銀行	—
(15) 当事会社の関係	資本関係	承継会社の全株式を当社が保有しております。
	人的関係	承継会社の取締役および監査役は分割会社の取締役が一部兼任する予定です。
	取引関係	継承会社は事業を開始していないため、当社との取引関係はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。なお、承継会社は、本日時点において当社の完全子会社であります。

(16) 最近3決算期間の業績

(単位：千円)

決 算 期	第一化成株式会社 (分割会社)			第一化成分割準備株式会社 (承継会社)
	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期	
売 上 高	4,752,239	5,219,842	5,386,613	平成29年5月22日 設立
経 常 利 益	814,729	1,074,922	614,693	
当 期 純 利 益	547,834	826,244	486,959	
1株当たり当期純利益金額(円)	96.91	142.29	77.55	
1株当たり 配当金額(円)	17.0	18.0	18.0	
1株当たり 純資産額(円)	524.82	649.54	695.36	

4. 分割する事業部門の内容

(1) 合成樹脂加工製品製造販売事業の内容

当社の行っている合成樹脂加工製品の製造ならびに販売その他これらに関連する事業を、分割準備会社が承継します。

(2) 合成樹脂加工製品製造販売事業の平成29年3月期における経営成績

(単位：千円)

	分割事業部門 (a)	当社 (分割前) (b)	比率 (a/b)
売上高	5,386,613	5,386,613	100.00%

(3) 承継させる資産、負債の項目および金額 (平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産計	3,267,672	流動負債計	1,890,322
有形固定資産計	2,877,087	固定負債計	1,168,444
無形固定資産計	34,193		
投資その他資産計	256,634		
合計	6,435,586	合計	3,058,766

5. 会社分割後の当社の状況

(1) 商号

ウルトラファブリックス・ホールディングス株式会社

(英文表記 Ultrafabrics Holdings Co., Ltd.)

(平成29年10月1日をもって上記商号・名称に変更予定)

(2) 主な事業内容

持株会社として事業子会社の支配・管理のほか、企業経営に関する助言・指導を主に行う予定であります。

(3) 本店所在地

東京都八王子市明神町三丁目20番6号 八王子ファーストスクエア6階

(4) 代表者

代表取締役社長 中野 淳文

(5) 資本金の額

1,387百万円

(6) 総資産

18,348百万円 (3,059百万円)

() 内は本件会社分割による減少見込み分であります。

(7) 事業年度の末日

12月31日 (今回事業年度変更予定)

6. 会計処理の概要

本件会社分割は、企業結合会計基準における共通支配下の取引に該当いたします。

なお、本件会社分割により「のれん」は発生いたしません。

7. 今後の見通し

本件会社分割において事業を継承する承継会社は、当社の完全子会社であるため、連結業績に与える影響は軽微であります。

本件会社分割後、当社は持株会社となるため、当社の収入は子会社・関連会社等からの配当、貸付金利息、経営指導料等となり、費用は持株会社としての機能にかかわるもの、借入金利息等が中心となります。

なお、分割後の業績見直しにつきましては、確定次第、あらためて開示いたします。

II. 商号の変更

1. 変更の理由

上記 I 「持株会社移行のための会社分割」の実施により、当社が持株会社体制へ移行することに伴い、当社の商号を変更するものであります。

2. 新商号（英文表記）

ウルトラファブリックス・ホールディングス株式会社
（英文表記 Ultrafabrics Holdings Co.,Ltd.）

3. 変更予定日

平成29年10月1日

III. 定款一部変更

1. 変更の理由

（1）商号の変更および事業目的の変更に伴う定款一部変更

本件会社分割にかかる吸収分割契約の承認を目的とする議案を本総会ならびに同日開催予定の普通株主による種類株主総会およびA種優先株主による種類株主総会においてご承認いただき、本件会社分割の効力が発生いたしますと、当社は、平成29年10月1日（予定）をもって、合成樹脂加工製品の製造ならびに販売等これに付随する事業を吸収分割により第一化成分割準備会社に承継し、持株会社となります。これに伴い、商号および目的の変更（変更案第1条、第2条）を行うものであります。

（2）監査等委員会設置会社への移行に関する定款一部変更

①当社が持株会社体制へ移行することを機に、適切な事業運営のための監督機能の発揮を目的として、監査等委員会設置会社へと移行いたしたいと存じます。これに伴い、監査役および監査役会に関する規定の削除、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定の新設その他所要の変更を行うものであります。

②機動的な資本政策および配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第37条（剰余金の配当等の決定機関）を新設することとし、これに伴い、現行定款第7条（自己の株式の取得）、第42条（剰余金の配当）および第43条（中間配当）を削除するとともに、変更案第38条（剰余金の配当の基準日）を新設するものであります。

③上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、字句の修正、その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

なお、本定款変更は、本総会ならびに同日開催予定の普通株主による種類株主総会およびA種優先株主による種類株主総会において、本件会社分割にかかる吸収分割契約の承認を目的とする議案が原案どおり承認可決されること、ならびにこれらの決議に基づく吸収分割の効力が生ずること、ならびに本総会において、本定款変更にかかる議案が原案どおり承認可決されることを条件として、平成29年10月1日をもって、その効力を生ずるものいたします。

(下線は変更部分を示します。)

本総会に別途付議する「定款一部変更の件①(事業年度変更に関するもの)」の決議による変更後の定款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>第一化成株式会社</u>と称し、英文では<u>Daiichi Kasei Co.,Ltd.</u>と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1 合成樹脂加工製品の製造<u>ならびに販売。</u></p> <p>2 <u>超伝導体および整光板等に用いるプラスチック類と稀土類との複合素材の製造ならびに販売。</u></p> <p>3 <u>1号、2号に付帯関連する事業に係わる株式、債券および出資持分等の取得、保有ならびに処分。</u></p> <p>4 <u>上記各号に付帯関連する一切の事業。</u></p> <p>第3条～第4条 (略)</p> <p>(機関)</p> <p>第5条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1 取締役会</p> <p>2 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>3 会計監査人</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>ウルトラファブリックス・ホールディングス株式会社</u>と称し、英文では<u>Ultrafabrics Holdings Co.,Ltd.</u>と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営む<u>会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理すること</u>を目的とする。</p> <p>1 合成樹脂加工製品の製造および販売。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>2 <u>前号に付帯関連する一切の事業。</u></p> <p>第3条～第4条 (同左)</p> <p>(機関)</p> <p>第5条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1 取締役会</p> <p>2 <u>監査等委員会</u></p> <p>3 会計監査人</p>

<p>本総会に別途付議する「定款一部変更の件① (事業年度変更に関するもの)」の決議による 変更後の定款</p>	<p>変 更 案</p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条 (略) (A 種優先株式)</p> <p>第 6 条の 2 当社の発行する A 種優先株式の内容は以下に定めるとおりとする。 (A 種優先株式に対する剰余金の配当) 当社は第 42 条に定める剰余金の配当を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された A 種優先株式を有する株主 (以下「A 種優先株主」という。) または A 種優先株式の登録株式質権者 (以下「A 種優先株式質権者」という。) に対し、普通株式を有する株主 (以下「普通株主」という。) または普通株式の登録株式質権者 (以下「普通登録株式質権者」という。) に対しての剰余金の配当に先立ち、A 種優先株式 1 株につき、当該配当において普通株式 1 株に対して交付する金銭の額に 1. 1 を乗じた額 (1 円未満は切り捨てる。) の剰余金の配当、また第 43 条に定める中間配当を行う場合は普通株主と同じ額の配当 (以下、これらの配当により支払われる金銭を併せて「A 種優先配当金」という。) を行う。 2. 当社は、普通株主および普通登録株式質権者に対して第 42 条に定める剰余金の配当または第 43 条に定める中間配当を行わないときは、A 種優先株主または A 種優先株式質権者に対してもそれぞれ A 種優先配当金の配当を行わない。 3. (略) 4. (略) (残余財産の分配) (略) (議決権) (略) (株式の併合等) (略) (普通株式を対価とする取得請求権) (略) (優先配当金の除斥期間) 第 44 条の規定は、A 種優先配当金についてこれを準用する。 第 6 条の 3 (略) <u>(自己の株式の取得)</u></p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条 (同左) (A 種優先株式)</p> <p>第 6 条の 2 当社の発行する A 種優先株式の内容は以下に定めるとおりとする。 (A 種優先株式に対する剰余金の配当) 当社は第 38 条第 1 項に定める剰余金の配当を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された A 種優先株式を有する株主 (以下「A 種優先株主」という。) または A 種優先株式の登録株式質権者 (以下「A 種優先株式質権者」という。) に対し、普通株式を有する株主 (以下「普通株主」という。) または普通株式の登録株式質権者 (以下「普通登録株式質権者」という。) に対しての剰余金の配当に先立ち、A 種優先株式 1 株につき、当該配当において普通株式 1 株に対して交付する金銭の額に 1. 1 を乗じた額 (1 円未満は切り捨てる。) の剰余金の配当、また第 38 条第 2 項に定める中間配当を行う場合は普通株主と同じ額の配当 (以下、これらの配当により支払われる金銭を併せて「A 種優先配当金」という。) を行う。 2. 当社は、普通株主および普通登録株式質権者に対して第 38 条第 1 項に定める剰余金の配当または第 38 条第 2 項に定める中間配当を行わないときは、A 種優先株主または A 種優先株式質権者に対してもそれぞれ A 種優先配当金の配当を行わない。 3. (同左) 4. (同左) (残余財産の分配) (同左) (議決権) (同左) (株式の併合等) (同左) (普通株式を対価とする取得請求権) (同左) (優先配当金の除斥期間) 第 39 条の規定は、A 種優先配当金についてこれを準用する。 第 6 条の 3 (同左) (削除)</p>

<p>本総会に別途付議する「定款一部変更の件① (事業年度変更に関するもの)」の決議による 変更後の定款</p>	<p>変 更 案</p>
<p><u>第7条</u> 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p><u>第8条～第11条</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p><u>第12条～第17条</u> (略) (種類株主総会)</p> <p><u>第17条の2</u> <u>第9条</u>および<u>第12条乃至第17条</u>の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p><u>第18条</u> 当社の取締役は、8名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第19条</u> 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(任期)</p> <p><u>第20条</u> 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p><u>第7条～第10条</u> (同左)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p><u>第11条～第16条</u> (同左) (種類株主総会)</p> <p><u>第16条の2</u> <u>第8条</u>および<u>第11条乃至第16条</u>の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p><u>第17条</u> 当社の取締役(<u>監査等委員であるものを除く。</u>)は、8名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第18条</u> 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 (同左)</p> <p>3 (同左)</p> <p><u>4 監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p><u>第19条</u> 取締役(<u>監査等委員であるものを除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p>

<p>本総会に別途付議する「定款一部変更の件① (事業年度変更に関するもの)」の決議による 変更後の定款</p>	<p>変 更 案</p>
<p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2 取締役会の決議によって、取締役社長1名を定めるほか、必要に応じて取締役会長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 代表取締役は、取締役会の決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から選定する。</p> <p>2 取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から取締役社長1名を定めるほか、必要に応じて取締役会長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第21条 (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p><u>3 前二項の定めにかかわらず、監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第23条 (同左)</p> <p>2 当社は、<u>取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)</u>の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

<p>本総会に別途付議する「定款一部変更の件① (事業年度変更に関するもの)」の決議による 変更後の定款</p>	<p>変 更 案</p>
<p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>2 前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p> <p>第26条 (略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第28条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役および監査役会</u></p> <p><u>(員数)</u></p> <p>第29条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p><u>(選任方法)</u></p> <p>第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>(任期)</u></p> <p>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p><u>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第24条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>2 第23条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p> <p>第26条 (同左)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第28条 (同左)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

<p>本総会に別途付議する「定款一部変更の件① (事業年度変更に関するもの)」の決議による 変更後の定款</p>	<p>変 更 案</p>
<p><u>(常勤の監査役)</u> 第32条 監査役会は、監査役会の決議により、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p>	
<p><u>(監査役会規程)</u> 第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(報酬等)</u> 第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u> 第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度額において免除することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金5百万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	
<p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u></p>
	<p>第29条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>

<p>本総会に別途付議する「定款一部変更の件① (事業年度変更に関するもの)」の決議による 変更後の定款</p>	<p>変 更 案</p>
<p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第37条～第38条 (略) (報酬等)</p> <p>第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第40条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第41条 (略) (剰余金の配当)</p> <p>第42条 剰余金の配当は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</p> <p>2 前項のほか、当社は、基準日を定め、基準日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行うことができる。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第43条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第32条～第33条 (同左) (報酬等)</p> <p>第34条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第35条 (同左)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第36条 (同左) (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第37条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p>

<p>本総会に別途付議する「定款一部変更の件① (事業年度変更に関するもの)」の決議による 変更後の定款</p>	<p>変 更 案</p>
<p>(新設)</p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p>第44条 剰余金の配当(中間配当を含む)は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。</p> <p>2 (略)</p> <p>附則</p> <p>1 第41条(事業年度)の定めにかかわらず、平成29年4月1日から始まる第53期事業年度は、同年12月31日までの9ヶ月間とする。</p> <p>2 第43条(中間配当)の規定にかかわらず、当会社は、第53期事業年度について、取締役会の決議によって、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</p> <p>2 当会社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</p> <p>3 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。</p> <p>2 (同左)</p> <p>附則</p> <p>1 第36条(事業年度)の定めにかかわらず、平成29年4月1日から始まる第53期事業年度は、同年12月31日までの9ヶ月間とする。</p> <p>2 当会社は、第53期事業年度について、取締役会の決議によって、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>3 (同左)</p> <p>4 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役であった者の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>5 前項および本項は、平成39年10月1日まで有効とし、同日の経過をもってこれらを削除する。</p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会	平成29年6月22日(予定)
吸収分割契約承認株主総会	平成29年6月22日(予定)
定款変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
吸収分割効力発生日	平成29年10月1日(予定)

以 上